

学校経営のポイント

“いじめ自殺” — 校外でも見舞金支給

若井 彌一

世の中には、「どうも理屈にあわない」と思われるにもかかわらず、慣行とされてきたものが、なにかの出来事を契機に見直されることがある。その例を、今回は取り上げておきたい。

“いじめ被害生徒自殺”と学校災害の範囲

昨年(平成18年)10月11日夕刻、福岡県下の公立中学校2年生の男子生徒が「いじめられて、もう生きていけない」「うざい奴らはとりつきます。さよなら。いじめが原因です。」との遺書を残して、自宅の倉庫で自殺した(平成18年10月14日、各紙報道)。

学校側で調査した結果、「1年生のときの男性担任教諭が、男子生徒の母親から受けた相談を同級生に暴露し、それがもとで男子生徒がいじめられるようになった」ことが判明したという(平成18年10月16日、『読売新聞』)。

生徒の自殺した場所が自宅の倉庫であったことから、この例の場合、従来の独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「センター法」という)に基づく「学校の管理下における災害」(「学校災害」と略)には該当しないとして扱われる可能性が大きかった。

詳細な説明は省くが、災害共済給付の対象となる「学校の管理下における災害の範囲」については、センター法施行令(平成15年8月8日、政令第369号)の第5条で定めており、「学校の管理下」は、児童・生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合、学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合、前記との場合のほか、児童・生徒等が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示

または承認に基づいて学校にある場合、通常の経路および方法により通学する場合、前記～の場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合、に限定されている。

この、いじめ被害生徒の自殺に関連して、学校側の対応に不適切なところがあり、被害生徒に対する人権侵害があったとして、福岡法務局が中学校の前校長等に「説示」を、また、町教育委員会等に「要請」の措置を行ったことについては、すでに本紙で解説した(2007年5月25日No.196号)。

省令改正により支給対象拡大

遺族の側からすれば、自殺した場所が自宅の倉庫であったばかりに学校災害とされないのは、なんとも「理屈にあわない」との思いが強かったことであろう。報道によれば、「文部科学省は5日、6日付で省令を改正し、いじめが原因と認定されたすべての自殺を支給対象にすると発表した」(平成19年7月6日『読売新聞』)。一步の大きな前進である。

自殺、それもまだ将来的可能性の大きい児童・生徒らの自殺は、万策を尽くして防止する努力が必要であることは強調するまでもない。しかし、現実には、自殺をする児童・生徒が出てしまうことも否定できない事実であり、この事実をふまえて、事後的措置の改善が待たれていたところである。今回の省令改正により、昨年、山林で自殺した愛媛県今治市の中学校1年生男子生徒の遺族に対しても、死亡見舞金が支給される可能性が高くなった。

今回の省令(独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令、平成15年10月1日、文部科学省令第51号)改正は、積極的評価に値する。

(わかい・やいち=上越教育大学大学院教授・附属図書館長)

●好評新刊! ● 小島宏【編】石井謙一【法律監修】 B5判220頁・定価2500円 教育開発研究所

★教育・法律の両視点で徹底解説! 『「保護者宛文書」トラブル回避術』

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』 上越教育大学附属小学校【著】
B5判215頁・定価2520円